資料　４－１

農山村課

○　新規評価箇所検討一覧表（BBB 評価以上）
…P1

○　新規事業概要

・　ため池等整備事業　…P2

○　公共事業新規評価調書（整備系）　…P4

新規評価箇所総括表

様式２

担当課　農山村課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等（路河川・地区名）	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費（百万円）	公・単	完成予定年度	重要施策との関連性（他事業との関連含む）	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境						
1	ため池	生活関連	ため池等整備事業	池新地区	唐津市	相知町	平山上	ため池改修 N=１箇所	A	A	A	I	766	公	R11	「佐賀県「食」と「農」の振興計画2023」に位置づけられている。 「令和6年度　佐賀県水防計画書」に水防計画を要するため池として位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため。
2	ため池	生活関連・産業活性化	ため池等整備事業	瀬戸の首地区	伊万里市	南波多町	笠椎	ため池改修 N=１箇所	A	A	A	I	213	公	R11	「佐賀県「食」と「農」の振興計画2023」に位置づけられている。 「令和6年度　佐賀県水防計画書」に水防計画を要するため池として位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため
3	ため池	生活関連・産業活性化	ため池等整備事業	宮原地区	江北町		山口	ため池改修 N=１箇所	A	A	A	I	432	公	R11	「佐賀県「食」と「農」の振興計画2023」に位置づけられている。 「令和6年度　佐賀県水防計画書」に水防計画を要するため池として位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため
4	ため池	生活関連・産業活性化	ため池等整備事業	仏法地区	大町町		福母	ため池改修 N=１箇所	B	A	A	I	246	公	R11	「佐賀県「食」と「農」の振興計画2023」に位置づけられている。 「令和6年度　佐賀県水防計画書」に水防計画を要するため池として位置づけられている。 新・六角川水系流域治水プロジェクトに位置づけられている。	緊急性がある事業と認められるため

ため池等整備事業

農林水産部　農山村課

ため池等整備事業とは…

事業の目的

○　老朽化や耐震不足等が確認された農業用ため池において、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用ため池の決壊を未然に防止、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。

きざいくだいいち
木細工第１ため池

下流域（人家、農地）の土砂流入被害状況

堤体決壊状況

R5.7.7～10の梅雨前線豪雨による唐津市相知町牟田部にある農業用ため池が決壊

2

ため池整備の施工例

堤体工

堤体の補強・嵩上げにより決壊を防止し、ため池下流域の被害を軽減

杉谷ため池（唐津市菅牟田）

洪水吐工

洪水吐の断面拡大により決壊を防止し、ため池下流域の被害を回避

影の木ため池（唐津市相知町）

耐震対策工

耐震対策（押え盛土）により地震による決壊を防止し、ため池下流域の安全を確保

水梨下ため池（鹿島市山浦）

（様式 3）

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名 部　名	農林水産部	記　入 責任者	農山村課	課　長	江口　洋久
			唐津農林事務所	所　長	片渕　隆昭

事　業 区　分	生活関連 産業活性化	事　業　名	地区名等	総事業費	766 百万円 （事務費込み）
		ため池等整備事業	池新		

事　業　地	着工予定年度	完成予定年度
唐津市相知町平山上	令和 7 年度	令和 11 年度

事　業　目　的	事　業　内　容
池新ため池は唐津市の南部に位置し、下流域 26.9ha の農地に農業用水を供給している。しかし、堤体は余裕高不足の上に脆弱化し、堤体法尻からの漏水が著しい。また、取水施設は老朽化により機能が低下し、洪水吐は断面不足のうえ老朽化が著しく、このまま放置すると決壊の恐れがある。このため、ため池の改修を実施することで、決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。	堤体工　L=126m 取水施設工　N=1 式 洪水吐工　N=1 式 法面保護工　A=2,796 ㎡

評価の視点	評　価　内　容	評　価
(1)位置づけ	各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている（１０／１０点） 防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている（３０／３０点） 農業生産性の向上：事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込まれる（１０／１５点） 担い手の確保：事業の実施により農業経営の維持ができる（１０／１５点） 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される（３０／３０点）	A （９０点）
(2)必要性･効果	明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる（２０／２０点） 機能低下：（　０／１０点） 危険度の判定：下下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 ②豪雨耐性評価の結果、ため池の設計洪水量に対する洪水吐の断面不足。または設計洪水位に対する堤体及び洪水吐の余裕高不足　（１０／２０点） 主要施設の老朽度：築造又は改修後４０年を経過し、堤体からの漏水、堤体の変形、または洪水吐き等の主要施設の老朽化が激しい（１０／１０点） 費用対効果：費用対効果（Ｂ／Ｃ）が１．０以上（３０／３０点） 一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される（１０／１０点）	A (80点)
(3)実施環境	市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている（２０／２０点） 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≦０．４（２０／２０点） 事業推進体制の整備：（　０／１０点） 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている（１０／１０点） 関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている	A （９０点）

	（１０／１０点） 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している （１０／１０点） 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している （１０／１０点） 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている （１０／１０点）	

評　価	AAA	条　件　等
判　断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内　容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。 本地区は景観法に基づく唐津市の重点区域（蕨野の棚田）内にある。計画段階では唐津市から協議事項は求められていないが、今度、詳細な設計を行うにあたり、唐津市と確認・調整を行い、景観への配慮に努める。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内　容
工事の掘削で発生した土砂については、土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用。 建設副産物の適正処理。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内　容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進。 施工地の近隣に土捨場を確保し、運搬距離の短縮を検討する。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内　容

※ 特に記述することがあれば記載。

ため池等整備事業　池新地区（唐津市相知町平山上地内）

施工箇所：唐津市厳木市民センターから南へ約11.0km付近

池新地区（唐津市相知町平山上地内）

整備の必要性

堤体は耐震照査の結果、耐震性基準を満たしておらず、老朽化による漏水も著しい。また、取水施設は老朽化により機能が低下し、洪水吐は断面不足で設計洪水量を流下できない。このため、ため池の改修を実施することで安全性を確保し、農業経営の安定及び国土の保全を図る。

被害想定
農地41.6ha、
農業用施設、
人家、県市道　他

【事業概要】
工期 ： R7～R11（5ヶ年）、事業費 ： 766百万円、受益面積 ：26.9ha
整備内容 ： ため池改修
（堤体工L=126m、取水施設工N=1式、洪水吐工N=1式、法面保護工A=2,796㎡）

（様式 3）

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部　名	農林水産部	記　入 責任者	農山村課	課　長	江口　洋久
			伊万里農林事務所	所　長	川路　勝

事　業 区　分	生活関連 産業活性化	事　業　名	地区名等	総事業費	213 百万円 （事務費込み）
		ため池等整備事業	瀬戸の首		

事　業　地	着工予定年度	完成予定年度
伊万里市南波多町笠椎	令和 7 年度	令和 11 年度

事　業　目　的	事　業　内　容
瀬戸の首ため池は伊万里市の北部に位置し、下流域 20.6ha の水田に農業用水を供給している。しかし、堤体は耐震照査の結果、安全値を下回っており、腰石積周辺からの漏水が著しい。また、取水施設は老朽化により機能が低下し、洪水吐はコンクリートの劣化が著しく、このまま放置すると決壊の恐れがある。このため、ため池の改修を実施することで、決壊を未然に防止し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。	堤体工　　L=70m 取水施設工　N=1 式 洪水吐工　　N=1 式 法面保護工　A=501 ㎡

評価の視点	評　価　内　容	評　価
(1)位置づけ	各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている（１０／１０点） 防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている（３０／３０点） 農業生産性の向上：事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込まれる（１０／１５点） 担い手の確保：事業の実施により農業経営の維持ができる（１０／１５点） 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される（３０／３０点）	A （９０点）
(2)必要性･効果	明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる（２０／２０点） 機能低下：（　０／１０点） 危険度の判定：下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 ①　A 種に該当するため池の場合､安全率が 1.2 未満（１０／２０点） 主要施設の老朽度：築造又は改修後４０年を経過し、堤体からの漏水、堤体の変形、または洪水吐き等の主要施設の老朽化が激しい（１０／１０点） 費用対効果：費用対効果（B／C）が１．０以上（３０／３０点） 一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される（１０／１０点）	A （８０点）
(3)実施環境	市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている（２０／２０点） 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≦０．４（２０／２０点） 事業推進体制の整備：（　０／１０点） 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている（１０／１０点） 関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者､道路所有者との協議において基本的事項が確認されている（１０／１０点）	A （９０点）

	関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している（１０／１０点） 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している（１０／１０点） 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている（１０／１０点）	

評　価	AAA	条　件　等
判　断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内　容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内　容
工事の掘削で発生した土砂については、土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用。 建設副産物の適正処理。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内　容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進。 施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運搬距離の短縮を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内　容

※ 特に記述することがあれば記載。

ため池等整備事業　瀬戸の首地区（伊万里市南波多町笠椎地内）

施工箇所：道の駅伊万里から南へ約2.8km付近

瀬戸の首地区　（伊万里市南波多町笠椎地内）

整備の必要性

堤体は耐震照査の結果、耐震性基準を満たしておらず、腰石積周辺からの漏水が著しい。また、取水施設及び洪水吐の老朽化が著しい。このため、ため池の改修を実施することで、安全性を確保し、農業用水の確保、農業経営の安定、国土の保全等を図る。

【事業概要】
工期：R7～R11（5ヶ年）　総事業費：213百万円　受益面積20．6ha
整備内容：ため池改修（堤体工L＝70m、取水施設工N＝1式、洪水吐工N＝1式、法面保護工A＝501㎡）

（様式 3）

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部　名	農林水産部	記　入 責任者	農山村課	課　長	江口　洋久
			杵藤農林事務所	所　長	小山田　順二

事　業 区　分	生活関連 産業活性化	事　業　名	地区名等	総事業費	432 百万円 （事務費込み）
		ため池等整備事業	宮原		

事　業　地	着工予定年度	完成予定年度
杵島郡江北町大字山口	令和 7 年度	令和 11 年度

事　業　目　的	事　業　内　容	
宮原地区は、江北町の中央に位置し、10.7ha の水田に農業用水を供給している。平成 28 年度に実施したため池の耐震診断では、最小安全率の 1.2 を下回るとともに、令和 3 年度に実施した豪雨耐性調査でも洪水吐付近の堤体余裕高が不足している結果となった。ため池が万が一決壊すれば、下流の農地や農業用施設、人家、公共施設に多大な被害を与える。この被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。	堤体工	L=168m
	取水施設工	N=１式
	洪水吐工	N=１式
	法面保護工	A=2,400 ㎡

評価の視点	評　価　内　容	評　価
(1)位置づけ	各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている（１０／１０点） 防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている（３０／３０点） 農業生産性の向上：米・麦・大豆や路地野菜などの複合経営や高収益作物の新規導入など所得向上の見込みがある（１５／１５点） 担い手の確保：集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保の見込みがある（１５／１５点） 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される（３０／３０点）	A （１００点）
(2)必要性･効果	明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる（２０／２０点） 機能低下：（　０／１０点） 危険度の判定：下記の条件、①もしくは②の両方の要件を満足する場合 ① A 種に該当するため池の場合、安全率が 1.2 未満 ② 設計洪水位に対する提体及び洪水吐の余裕高不足　（２０／２０点） 主要施設の老朽度：（　０／１０点） 費用対効果：費用対効果（B／C）が１．０以上（３０／３０点） 一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される（１０／１０点）	A （８０点）
(3)実施環境	市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている（２０／２０点） 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≦０．４（２０／２０点） 事業推進体制の整備：（　０／１０点） 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている　（１０／１０点） 関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている（１０／１０点）	A （９０点）

	関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している（１０／１０点） 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している（１０／１０点） 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている（１０／１０点）	

評　価	AAA	条　件　等
判　断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内　容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内　容
工事の掘削で発生した土砂については、土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物は適正に処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内　容
再生材の利用促進と発生土の再利用促進を行う。 施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運搬距離の短縮を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内　容

※ 特に記述することがあれば記載。

ため池等整備事業　宮原地区（江北町大字山口地内）

施工箇所：江北町役場から北に約1.2km付近

宮原地区（江北町大字山口地内）

整備の必要性

堤体は耐震照査の結果、耐震性基準を満たしておらず、斜樋についても、地震発生直後等の緊急放流による水位急降下が可能な断面ではない。また、洪水吐付近の堤体余裕高も不足しているため、ため池の改修を実施することで安全性を確保し、農業経営の安定及び県土の保全を図る。

【事業概要】
工期：R7～R11（5ヶ年）、工事費：432百万円、受益面積A＝10．7ha
整備内容：ため池改修
（堤体工L＝168m、取水施設工N＝1式、洪水吐工N＝1式、法面保護工A＝2，400㎡）

（様式 3）

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部　名	農林水産部	記　入 責任者	農山村課	課　長	江口　洋久
			杵藤農林事務所	所　長	小山田　順二

事　業 区　分	生活関連 産業活性化	事　業　名	地区名等	総事業費	246百万円 (事務費込み)
		ため池等整備事業	仏法		

事　業　地	着工予定年度	完成予定年度
杵島郡大町町大字福母	令和 7 年度	令和 11 年度

事　業　目　的	事　業　内　容	
大町町では、令和元年８月及び令和３年８月の豪雨時に、町内の低平地の広い範囲で浸水被害が発生し、甚大な被害が発生した。 そのため、農業用としての利用が行われなくなった仏法ため池の洪水調整機能を強化することにより、下流域の浸水軽減を図るため、早急に改修を行いたい。	堤体工	L=118m
	排水施設工	N=１式
	洪水吐工	N=１式
	浚渫工	V=3,700 ㎥

評価の視点	評　価　内　容	評　価
(1)位置づけ	各部の施策に関する方針等：農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている（１０／１０点） 防災計画：県が策定する防災に関する計画に位置づけられている（３０／３０点） 農業生産性の向上：（　０／１５点） 担い手の確保：（　０／１５点） 農地・農業用施設への被害防止：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される（３０／３０点）	B （７０点）
(2)必要性･効果	明確な必要性：地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる（２０／２０点） 機能低下：機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している（１０／１０点） 危険度の判定：下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 ②　豪雨耐性評価の結果、ため池の設計洪水量に対する洪水吐の断面不足（１０／２０点） 主要施設の老朽度：築造又は改修後４０年を経過し、堤体からの漏水、堤体の変形、または洪水吐き等の主要施設の老朽化が激しい（１０／１０点） 費用対効果：費用対効果（Ｂ／Ｃ）が１．０以上（３０／３０点） 一般家屋、公共施設等への被害防止：一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される（１０／１０点）	A （９０点）
(3)実施環境	市町村及び受益農家の合意形成：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている（２０／２０点） 受益者の負担能力：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≦０．４（２０／２０点） 事業推進体制の整備：事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている（１０／１０点） 維持管理体制の確保：維持管理について予定管理者の同意が得られている（１０／１０点） 関係機関との事前調整：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川	A （１００点）

	管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている（１０／１０点） 関係法令、基準等との整合：工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している（１０／１０点） 採択要件との適合：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している（１０／１０点） 経済性・効率性：事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている（１０／１０点）	

評　価	BAA	条　件　等
判　断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内　容
特に配慮すべき希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内　容
工事の掘削で発生した土砂については、土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物は適正に処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内　容
再生材の利用促進と発生土の再利用促進を行う。 施工地の近隣に土場、土捨場を確保し運搬距離の短縮を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内　容
新六角川水系流域治水プロジェクトに位置づけられた整備である。

※ 特に記述することがあれば記載。

ため池等整備事業　仏法地区（大町町大字福母地内）

施工箇所：大町町役場から北西に約1.1km付近

仏法地区（大町町大字福母地内）

整備の必要性

大町町は、令和元年及び令和3年の豪雨により、町内の平野部では甚大な浸水被害が発生した。そのため、農業用として利用されていない本ため池を改修し、洪水調整容量の増進に必要な改修を行い、下流域の浸水被害軽減を図りたい。

【事業概要】工期：R7～R11（5ヶ年）、工事費：246百万円
整備内容：ため池改修
（堤体工L＝118m、排水施設工N＝1式、洪水吐工N＝1式、浚渫工V＝3，700m3）

新規評価箇所総括表【二次評価に至らなかったもの】

様式２改

担当課 農山村課

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等（路河川・地区名）	施工箇所			事業概要	評価			判断	２次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
1	ため池	生活関連・産業活性化	ため池等整備事業	宮浦地区	大町町		大町	ため池改修 N=１箇所	－	－	C	Ⅲ	各種調査が不十分、地元調整未了のため